

# 発注者綱紀保持の取組について

（事業者の皆様へ、森林管理局署等の発注者綱紀保持の取組について説明します。）

林野庁 林政課 監査室

森林管理局署等では、不祥事案の再発防止を図るため発注者綱紀保持の取組を行っています。

平成19年3月に地方農政局の水門設備工事で談合事件、同年5月に緑資源機構の林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務で官製談合事件が発覚。

農林水産省の発注事務に対する国民の信頼確保が課題となった。  
(発注事務の適正性及び透明性の向上、発注事務に係る綱紀の保持を図る。)



平成19年7月に「農林水産省発注者綱紀保持規程(19訓令第22号)」、8月に「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」、10月に「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」を制定。研修等により職員のコンプライアンス意識の向上に取り組む。

しかし、平成23年度に広島森林管理署の加重収賄事件、更に平成25年度に奈良森林管理事務所で官製談合事件が発覚。

平成26年7月に「農林水産省発注者綱紀保持規程」を、同年8月には「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」を改正し、これらを踏まえて、同年10月に「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」を改正。



発注担当職員、管理監督者はもちろんのこと、その他の職員への綱紀保持の周知・徹底、意識の高揚が不可欠となっている。

## 発注者綱紀保持の主な取組事項である

「入札談合情報及び公益通報」の取扱い、  
秘密の保持、  
事業者との応接方法、  
第三者から不当な働きかけを受けた場合の対応、  
発注担当職員が不当な働きかけを受けた場合の  
報告等と、  
入札（官製）談合対策  
について説明します。

# 入札談合情報及び公益通報（発注者綱紀保持規程第4条）

## 入札談合情報

管理監督者又は発注担当職員が、マスコミや匿名の一般人等外部からの談合情報を把握した場合、公正入札等調査委員会（事務局：経理課）へ通報します。

工事  
は××建  
設が落札  
予定と  
なっている。

**発** 法令違反の確証が得られない情報の場合

通報

入札等談情報等マニュアル

公正入札等調査委員会  
事務局：局総務企画部（経理課）

職員による法令違反が判明した場合

関係資料を大臣官房秘書課に提出

事

事  
発  
他

事業者  
発注者  
他職員

公益通報・相談  
公益通報者保護法に基づく通報等を受けた場合、農林水産省職員内部通報処理要領に定める通報等受付・相談窓口へ報告します。

職員による法令違反又は法令違反に当たると思われる情報。

農林水産省職員内部通報処理要領

報告

他

工事の予定価格は車台分かな？

通報等受付・相談窓口  
局総務企画部（総務課）

発

調査の実施、林野庁への報告、公正取引委員会、警察庁への通報等各種手続きについては、入札等談合情報等マニュアルや農林水産省職員内部通報処理要領に基づき実施。  
外部受付・相談窓口は「四谷の森法律事務所」（林野庁発注者綱紀保持マニュアル25頁）



# ポイント

管理監督者又は発注担当職員が入札談合に関する情報を把握した場合は、  
公正入札等調査委員会へ通報します。

また、管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法による公益情報及びその相談を受けた場合は、  
農林水産省職員内部通報処理要領に定める通報等受付・相談窓口へ報告します。

# 秘密の保持（規程第6条）

発注担当職員等は落札決定前の予定価格、競争参加者名等の発注事務に関する職務上知り得た秘密を保持する義務があります。



よって、秘密の、当該事業の発注担当職員以外への教示・示唆、目的外利用、庁舎外への持ち出し、送付等を行うことはできません。

未公表情報の教示。

秘

公表前の情報については、お教えできません。

発

積算書等を他者に見られる（見せる）。

秘密書類を出しっぱなしで席を立っちゃダメだよ！

発

入札時等に予定価格を類推させる言動をする。

惜しなァ！この工事は、運搬路等条件が良いからなァ！

発

職員同士の教示。

君はこの契約の担当じゃないから、教えられないよ！

発

この契約の予定価格はいくらなの？

発

庁舎外への持出等。

積算途中だから、残りは家に持ち帰って作ろう！（発注事務上必要な場合を除く。）

発

値開きはどれくらいですか？

事

発

発注者

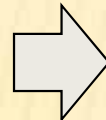
事

事業者

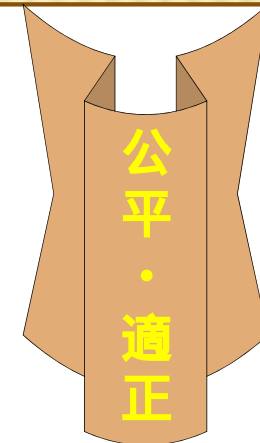
## 事業者との応接方法（規程第7条）

発注担当職員等は、応接の際以下の取扱いをするよう義務付けられています。

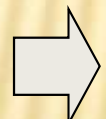
**公平かつ適正な対応**  
一部の事業者に有利又は不利になるような取扱いはしない。



特定の事業者との不適切な接触は、秘密の漏えいと公正な競争の阻害につながるおそれ。  
OB又は学校の先輩、後輩との接し方にはくれぐれも注意を。  
入札前は、廊下での立ち話であっても疑惑や不信を招くおそれ。



**受付カウンター等適切な場所において、複数職員で対応**（執務室への自由な出入を制限する旨掲示等で周知：第12条）



会議室はもとより、受付カウンター等オープンな場所であっても複数で対応。  
現場監督業務など、やむを得ず1人で対応する場合も、相手が利害関係者であることをわきまえて対応。（保持すべき情報（入札前）とその他の情報の区分等。）  
署長室等で事業者から営業活動等を受ける場合も発注事務に関することであれば、担当職員等を同席。

**オープンな場で複数対応**

# 第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応（規程第10条）

発注担当職員は、勤務時間の内外を問わず、事業者などの第三者からの不当な働きかけを受けた時は、当該働きかけを拒否しなければならないこととなっています。

また、当該第三者に対して、「不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する」旨を伝えなければならないこととなっています。

「第三者」とは

発注担当職員以外の職員、競争参加有資格者である第2条第5項の事業者（法人、個人、役員、従業員等）を含む幅広い者を指します。

「不当な働きかけ」とは（10条1～8号）

## 競争参加資格に関する依頼

自らに有利な資格設定（実績要件等）  
自らの指名、他者の非指名

## 受注に関する依頼

自らの受注、他者の非受注

## 公表前の情報聴取

公表前の予定価格、調査基準価格等  
公表前の総合評価落札方式の技術点  
公表前の発注予定  
公表前の入札参加者

## その他

特定の者への便宜・利益・不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報徴収

不当な働きかけには毅然とした態度で対応

- ・特定の事業者の利益となる依頼にはお答えできません。
- ・「不当な働きかけ」を受けた場合、氏名（会社名）も含め、内容を記録・公表することがあります。

不当な働きかけを受けた場合は第11条に基づき報告。



## 発注担当職員が不当な働きかけを受けた場合の報告等（規程第11条）

■ 発注担当職員が自ら担当する発注事務に関し、不適切な事実を確認したり、事業者から不当な働きかけを受けた場合は、発注者綱紀保持担当者等に速やかに報告等を行うこととなっています。

### 発注担当職員

職員の責務（第3条）、秘密の保持（第6条）、事業者との応接方法（第7条第1項）に抵触する事実を確認したとき。

又は

不当な働きかけ（第10条各号）を受けたとき。

報告

・ 所属の長（局課長、署長）、  
発注者綱紀保持担当者  
（局総務課長）に、情報を取り  
まとめ遅滞なく報告。

発注者綱紀保持責任者  
（局総務企画部長）

発注者綱紀保持委員会  
が報告を分析。

不当な働きかけと認定  
された場合

「不当な働きかけ」の公表（閲覧及びHP）  
報告者が不利な扱いを受けないよう細心の注意。

# 入札（官製）談合対策 - その1

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律）

**公共事業発注者（国、地方公共団体、独立行政法人等）の談合への関与を防止する法律**  
国等の職員が入札談合等関与行為（法第2条第5項各号の4類型）をしていた場合、  
公取委が必要な改善措置を要求（内容・理由を記載した書面を交付）。  
国等は、損害、職員の賠償責任の有無等を調査。  
職員が故意又は重大な過失で国等に損害を与えた場合の損害賠償請求を規定。  
職員が公正を害する行為を行った時は5年以下の懲役又は250万円以下の罰金。

## 入札談合等関与行為（4類型）

発

発注者

事

事業者

### 談合を行わせる

今年は各社どの様な配分にしますか？

事

各社の年間受注目標はこれで頼むよ。

発

地区はわが社に下さい。

事

あそこは組がいいかな。

発

### 秘密情報の教示・示唆

工事の予定価格を教えてください。

事

あの工事は車台分くらいかな。

発

××地区を取りたいので、分割発注して貰えませんか。

事

分けてやるから調整してよ。

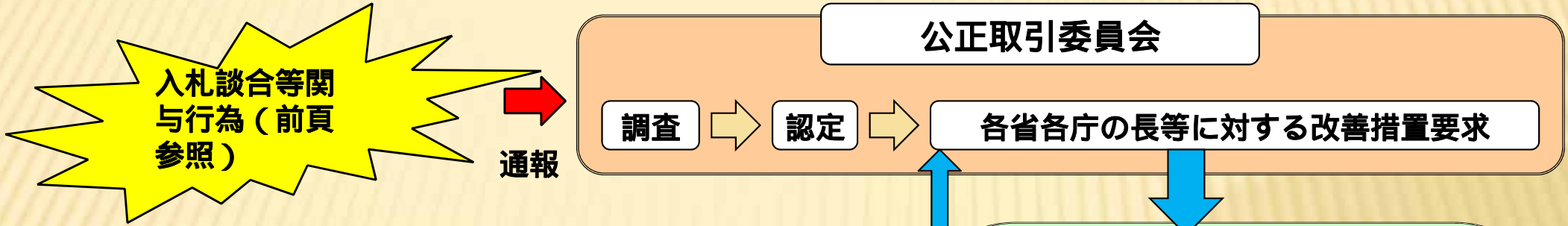
発

# ポイント

## 入札談合等関与行為の典型的な事例

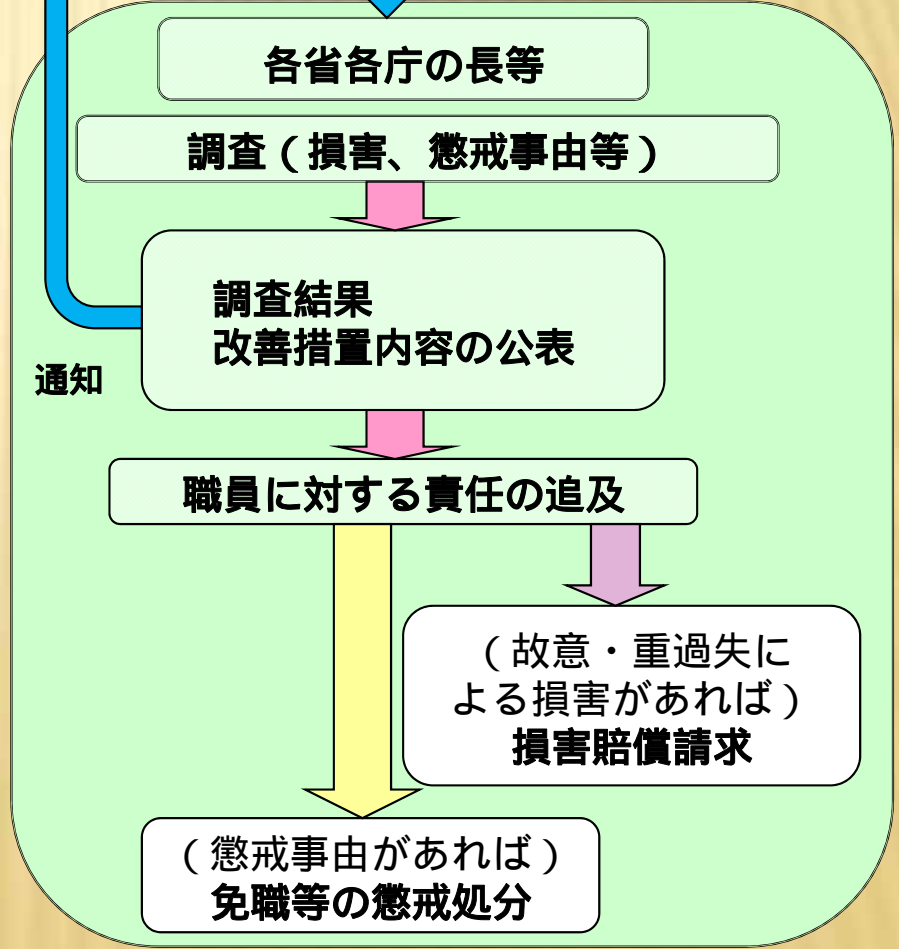
- 1 談合の明示的な指示  
(入札談合を行わせる。)
- 2 受注者に対する意向の表明  
(契約相手方となる者をあらかじめ指名する。)
- 3 発注に関する秘密情報の漏えい  
(予定価格が容易に推測できる情報を漏えいする。)
- 4 特定の談合の幫助  
(入札談合を容易にする目的で入札参加者を指名する。)

# 入札（官製）談合対策 - その2



### 処分の概要

懲戒処分	「懲戒処分の指針」（平成12年3月31日付け職職 - 68人事院事務総長通知）において「免職」又は「停職」と規定。			
損害賠償請求	入札談合行為に関与した <b>工事の請負代金を基準に厳格に請求</b> 。賠償請求権自体は、予算執行職員等の責任に関する法律及び民法に基づき発生。			
刑事罰	区分	刑法（§96-6）	官製談合防止法（§8）	独占禁止法（§89）
	内容	公契約関係競売等妨害	職員による入札等の妨害	不当な取引制限
	懲役	3年以下	5年以下	5年以下
	罰金	250万円以下	250万円以下	500万円以下





# ポイント

## 職員への懲戒処分

### 1 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告 減給又は戒告

### 2 秘密漏えい

職務上の秘密情報を漏えい、公務運営に重大な支障

免職又は停職

### 3 入札談合等に関する行為

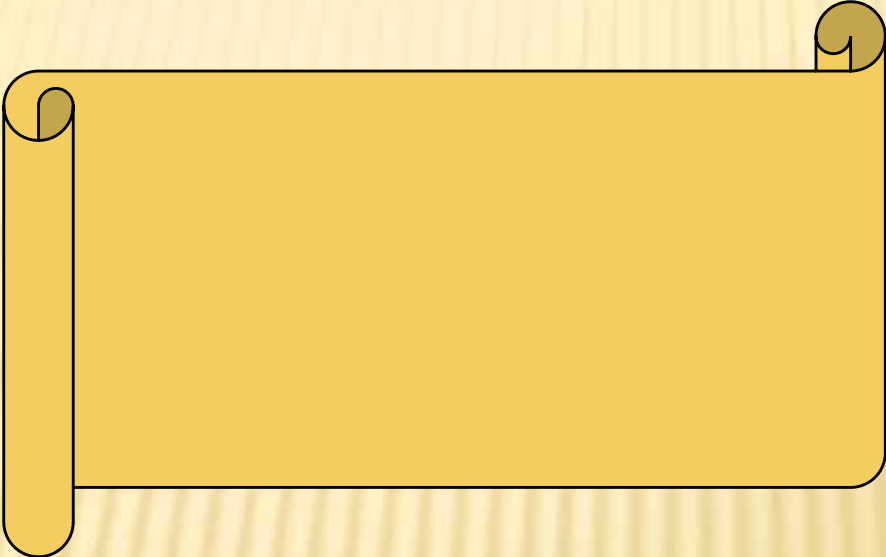
予定価格等の入札等に関する秘密を教示

免職又は停職

## 事業者への処分事例

競売入札妨害又は談合 指名停止

森林管理局署等では、「してはいけないことはしない。」、「しなければならぬことはする。」取組を行っています。



ご訪問ありがとうございました。

これからも発注者綱紀保持の取組を進めてまいりますので、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。